

令和5年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、老人福祉施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、市町村（高知市を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。第9条において同じ。）、社会福祉法人又は医療法人（以下「補助事業者」という。）が設置する老人福祉施設等（高知市の区域に設置する施設を除く。）の施設整備を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義等)

第3条 前条の「老人福祉施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人ショートステイ用居室、養護老人ホーム及びケアハウスをいう。

2 前条の「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに定める整備内容をいい、補助事業者は、空き家、空き店舗等地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫を生かした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備するもの
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするもの
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をするもの

3 老人福祉施設等の施設種別ごとに交付対象となる整備区分は、次の表に掲げるとおりとする

施設種別	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築又は改築
老人ショートステイ用居室	創設、増築又は改築
養護老人ホーム	創設、増築又は改築
ケアハウス	創設

(補助の要件)

第4条 特別養護老人ホームの施設整備を行う場合は、次に掲げる要件を満たすものを補助対象施設とする。

- (1) 施設整備を行う場合の居室は、原則として小規模生活単位型（以下「ユニット型」という。）とすること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 前号ただし書の規定により多床室の整備を行う場合は、1室当たりの定員を2人とし、ユニット型への転換が可能となるよう面積を確保するとともに、居室、水回り等の配置に配慮すること。
- 2 老人ショートステイ用居室の整備は、特別養護老人ホームの整備と一体的に行う整備に限る。
- 3 ケアハウスの整備は、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限り、原則としてユニット型とする。
- 4 別表第1に定める区域において、前条第3項に規定する整備を行う場合は、第7条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。
- 5 補助事業者は、県税の滞納がない者とする。

(補助の対象外)

第5条 施設整備において、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該既存建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等以外の外構整備に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として適当であると認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

- (1) 別表第2の第1欄に定める施設種別ごとに、同表の第2欄に定める基礎単価に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額に別表第3に定める各調整率を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定によりそれぞれ算出された額と別表第2の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しを添えて、正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金等交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第2号様式による施設整備の工事着工報告書を、工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況を、別記第3号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しないものを除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の内容を変更する場合は、知事が事前に必要があると認めるものについては、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しないもので次に掲げるものを除く。

ア 補助金交付額に影響がない変更

イ 補助金交付額の20パーセントを超えない減額変更

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に工期延長の申請をし、その承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 次に掲げるところにより補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかななければならないこと。

ア 市町村にあっては、予算及び決算の関係を明らかにした別記第6号様式による調書を作成し、これを補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 社会福祉法人又は医療法人にあっては、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを補助事業の完了後5年間保管してお

かなければならないこと。

(9) 市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(12) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造化若しくは木質化又は備品等の木質化に努めるものとする。

(13) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉法人又は医療法人にあっては、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

ア 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱い及び別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。

イ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。

ウ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名及び入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。

エ 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。

（概算払）

第10条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書によらなければならない。

（実績報告等）

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日（第9条第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業が年度内に完了しない場合は、翌年度の4月10日までに別記第9号様式による年度終了実績報告を知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績

報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第5号から第8号まで、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により別途指定した区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第 9 条第 1 項の規定により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により別途指定した区域
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により別途指定した区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により別途指定した区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定により別途設定した区域
洪水浸水想定区域	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により別途指定した区域

別表第2（第6条関係）

算定基準

1 施設種別	2 基礎単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホーム （ユニット型）	3,375,000円	定員数	高齢者保健福祉計画若しくは介護保険事業支援計画に基づく施設の整備であって知事が必要があると認めた施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要であると認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等であると認められる委託費、分担金、適当であると認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム （第4条第1項第2号に係るもの）	3,375,000円	定員数	
老人ショートステイ 用居室	3,375,000円	定員数	
養護老人ホーム	3,375,000円	定員数	
ケアハウス	3,375,000円	定員数	

- (注) 1 特別養護老人ホームは、定員30名以上のものを対象とする。
2 老人ショートステイ用居室は、特別養護老人ホームに併設のものとする。
3 ケアハウスは、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもので、定員30名以上のものを対象とする。

別表第3（第6条関係）

各調整率

【調整率1】（施設種別及び改築等の別に応じたもの）

施設種別	整備区分		
	創設	増築	改築
特別養護老人ホーム	1.00	1.00	1.20
老人ショートステイ用居室 （特別養護老人ホームに併設する場合）	1.00	1.00	1.00
養護老人ホーム	1.10	1.10	1.25
ケアハウス	1.00	—	—

【調整率2】（建築工事コスト等の地域格差に応じたもの）

調整率
0.95

【調整率3】（既整備量及び参酌標準に基づく必要量の比較に基づく率）

特別養護老人ホームについては、次の表の調整率を乗じるものとする。

調整率
0.95

【調整率4】（木造施設又は非木造施設の別による率）

	調整率
木造施設	1.10

(注) 1 木材使用量に占める高知県産材の使用割合が60パーセント以上のものを対象とする。

2 構造材に占める高知県産材の使用割合は50パーセント以上のものを対象とする。

3 造作材は原則木質化するものとし、木質部分に占める高知県産材の使用割合は、100パーセントのものを対象とする。

構造材：梁、桁、^{はり}通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引及び根太

造作材：天井、床、壁、敷居、階段、造付け家具等

別表第4（第9条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を言う。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式(第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 (住所)

(氏名)

(生年月日)

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付申請書

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 申請額 | 別紙(1)のとおり |
| 2 施設の種類等 | 別紙(1)のとおり |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙(2)のとおり |
| 4 事業計画 | 別紙(3)のとおり |

(添付書類)

・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本

別紙(1)

交 付 申 請 一 覧 表

補助事業者名 _____

(単位:円)

NO	施設の種類	施設名称	補助申請額
	計		

別紙（２）

施 設 整 備 申 請 額 算 出 内 訳

（設置者の名称）

（施設の名称）

（施設種別）

（整備区分）

施 設 種 別	設 置 者 の 費 総 事 業 費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≤A) 円	寄附金その他の 収入額 C 円	差 引 き 額 D (A-C) 円	定 員 E 人	算定方法に よる算定額 F 円	交付基礎額 G 円	県補助金 所 要 額 H 円
施 設 整 備 費								
① 特別養護老人ホーム（特養）								
工事費								
工事事務費								
その他の工事費								
特別養護老人ホーム 計								
② 養護老人ホーム、ケアハウス								
工事費								
工事事務費								
その他の工事費								
養護老人ホーム、ケアハウス 計								
③ 老人ショートステイ用居室								
工事費								
工事事務費								
その他の工事費								
老人ショートステイ用居室 計								
全体（①+②+③）								
工事費								
工事事務費								
その他の工事費								
全体 計								
施 設 整 備 費 計								

- (注) 1 対象経費を確認するため、別表^{あん}で按分表を作成し、添えてください。
- 2 算定に当たっては、対象工事及び工事事務費並びにその他の工事別とし、小計を設けてください。ただし、特別養護老人ホームにおいて老人ショートステイ用居室を併設する場合は、合計を設けてください。
- 3 B欄は、別表第1の第4欄に定める対象経費を記入してください。
- 4 C欄は、施設整備の財源に当たる寄附金その他の収入を記入してください。
- 5 F欄は、第6条第1号に掲げる額を記入してください。
- 6 G欄は、第6条第3号に掲げる額（B欄とF欄とを比較して少ない方の額）を記入してください。
- 7 H欄は、内示額又はG欄の額を記入してください。

参考様式：工事費按分表(単位：円)

		工事費	工事事務費	その他工事費	合計		
工事又は契約名称							
費目名称	工事費	共通仮設費	小計	諸経費	合計	消費税	総計
共通仮設費							
建築主体工事							
電気設備工事							
給排水設備工事							
空調設備工事							
スプリンクラー設備工事							
合併処理浄化槽工事							
小計(本体工事)							
外構工事							
小計(附帯工事)							
中計							
計							
諸経費							
計							
消費税							
合計							
土地造成工事							
設計監理費							
総合計							

面積按分表(単位：円)

施設種別	延べ面積 (㎡)	総事業費	工事費		工事事務費	うち対象経費	
			うち対象工事費	うち対象外工事費		うち対象経費	うち対象外経費
合計							

別紙（3）

事業計画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地又は買収（予定）地の別）
- ウ 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延べ面積 _____ m^2
- オ 建物の構造（ 階建、 造）
- カ 木造施設の場合
 - ①全体木材使用量（材積） _____ m^3
 うち高知県産材使用量（材積） _____ m^3 （県産材の使用割合 _____ %）
 - ②構造材使用量（材積） _____ m^3
 うち高知県産材使用量（材積） _____ m^3 （県産材の使用割合 _____ %）
 - ③造作材使用量（材積） _____ m^3
 うち高知県産材使用量（材積） _____ m^3 （県産材の使用割合 _____ %）

(2) 整備費内訳

- ア 工事費 _____ 円（別表第1の第4欄に定める対象経費）
- イ 工事事務費 _____ 円（別表第1の第4欄に定める対象経費）
- ウ 小計 _____ 円（ア＋イ）
- エ その他の工事費 _____ 円（補助対象外経費）
- オ 合計 _____ 円（ウ＋エ）

(3) 財源内訳

ア 県補助金	_____	円
イ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 自己資金	_____	円
民間借入れ	_____	円
福祉医療機構借入金	_____	円
寄附金	_____	円
ウ 合計	_____	円

(4) しゅん工計画

- ア 直営又は請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ しゅん工年月日
- オ 事業開始年月日

(5) その他の参考事項

(添付書類)

- ・ 工事費費目別内訳書
- ・ 工事費あん分表
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・ 木造施設の場合は、各室ごとに室名及び造作材使用計画を明らかにした表

第2号様式（第8条関係）

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金による施設整備の工事着工報告書

施設の種別			施設の名称				設置団体						
建物の構造及び面積	構造	_____造	経費内訳	本体工事費	_____円	直営又は請負の別							
	建築面積	_____㎡		その他の工事費	_____円	契約年月日							
	延べ面積	_____㎡		合計	_____円	着工年月日							
						完成予定年月日							
			年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高 見 込 み	本体工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%											
	その他の 工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%											
	合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%											

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

第3号様式（第8条関係）

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金による施設整備の工事進捗状況報告書

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	県補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込み C %	繰越見込み高 D(100-C) %	繰越見込み額 E(A×D) 円	備考
合計	—	—						

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号で交付の決定を受けました令和年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、令和年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第9条第1号(第2号)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の種類の等 別紙(1)のとおり
- 2 変更内容及び変更理由
- 3 申請額算出内訳 別紙(2)のとおり
(注)当初の補助金交付申請書別紙(2)に変更があった箇所について、上段に括弧書きで変更後の内容を記入してください。
- 4 事業計画 別紙(3)のとおり
(注)当初の補助金交付申請書別紙(3)に変更があった箇所について、上段に括弧書きで変更後の内容を記入してください。

(添付書類)

- ・歳入歳出予算書(見込み書)の抄本

第5号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金事業工期延長承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号で交付の決定(又は変更決定)を受けました令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金に係る事業について、下記のとおり工期を延長したいので、同補助金交付要綱第9条第4号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の種類及び名称

2 工期の延長内容

現状:令和 年 月 日 → 延長後:令和 年 月 日

3 工期の延長理由

(添付書類)

・延長後の工程表及び(任意)補足資料

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金調書

市町村名：

県		市 町 村										備 考	
区 分	交付決定の額 円	歳 入			歳 出								
		科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち県費 補助金 相当額 円	支出済額 円	うち県費 補助金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち県費 補助金 相当額 円		
高知県老人福祉施設等整備事業費 施設整備													

(注)

- 「市町村」の「科目」欄は、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記入してください。
- 「市町村」の「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費充当額、流用増減等の区分を明らかにしてください。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。
- 繰越しの場合における翌年度に行われる調書の作成は、この表に準じてください。この場合において、市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げるときは、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下段に県費補助金額を内書括弧をもって付記してください。

概算払請求書

金 _____ 円

上記のとおり令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金(令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号)を概算交付されますよう令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

※振込口座
銀行名
種 別
口座番号
名 義 人

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号で補助金の交付の決定(又は変更決定)を受けました令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業を完了しましたので、令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 5 歳入歳出決算書(見込み書)の抄本

別紙(1)

精 算 額 一 覧 表

補助事業者名 _____

(単位:円)

NO	施設の種類	施設名称	補助金精算額
	計		

別紙(2)

施設整備精算額算出内訳

(設置者の名称) _____ (施設の名称) _____
 (施設種別) _____ (整備区分) _____

施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額 B (≦A) 円	寄附金その他の収入額 C 円	差引き額 D(A-C)円	定員 E 人	算定方法による算定額 F 円	交付基礎額 G 円	県補助金所要額 H 円	県補助金交付決定額 I 円	県補助金受入済額 J 円	差引き過不足額 K(I-H)円
施設整備費											
① 特別養護老人ホーム(特養)											
工事費											
工事事務費											
その他の工事費											
特別養護老人ホーム計											
② 養護老人ホーム、ケアハウス											
工事費											
工事事務費											
その他の工事費											
養護老人ホーム、ケアハウス計											
③ 老人ショートステイ用居室											
工事費											
工事事務費											
その他の工事費											
老人ショートステイ用居室計											
全体(①+②+③)											
工事費											
工事事務費											
その他の工事費											
全体計											
施設整備費計											

- (注) 1 対象経費を確認するため、別表で按分表を作成し、添えてください。
 2 算定に当たっては、対象工事及び工事事務費並びにその他の工事別とし、小計を設けてください。ただし、特別養護老人ホームにおいて老人ショートステイ用居室を併設する場合は、合計を設けてください。
 3 B欄は、別表第1の第4欄に定める対象経費を記入してください。
 4 C欄は、施設整備の財源に当たる寄附金その他の収入を記入してください。
 5 F欄は、第6条第1号に掲げる額を記入してください。
 6 G欄は、第6条第3号に掲げる額(B欄とF欄とを比較して少ない方の額)を記入してください。
 7 H欄は、内示額又はG欄の額を記入してください。
 8 施設整備費計欄は、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入してください。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地又は買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延べ面積 _____ m²

(オ) 建物の構造(____階建、____造)

(カ) 木造施設の場合

①全体木材使用量(材積) _____ m³

うち高知県産材使用量(材積) _____ m³(県産材の使用割合 _____ %)

②構造材使用量(材積) _____ m³

うち高知県産材使用量(材積) _____ m³(県産材の使用割合 _____ %)

③造作材使用量(材積) _____ m³

うち高知県産材使用量(材積) _____ m³(県産材の使用割合 _____ %)

(2) 整備費内訳

ア 工事費 _____ 円(別表第1の第4欄に定める対象経費)

イ 工事事務費 _____ 円(別表第1の第4欄に定める対象経費)

ウ 小計 _____ 円

エ その他の工事費 _____ 円(補助対象外経費)

オ 合計 _____ 円

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ しゅん工年月日
- エ 事業開始年月日

(4) その他の参考事項

(添付書類)

- 1 工事費仕様書
- 2 支出済工事費費目別内訳書
- 3 工事事務費費目別内訳書
- 4 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ)
- 5 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
 - ・建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証
 - ・工事検査調書
- 6 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添えたものと同様の場合は、省略)
- 7 各室ごとに室名及び造作材実績を明らかにした表
- 8 建物平面図(建物面積を明記したもの)
(交付申請書に添えたものと同様の場合は、省略)
- 9 建物内外主要部分の写真
- 10 工事契約金額報告書(別紙①)
- 11 木造施設については、県産材使用証明書(別紙②)

別紙①

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
施工業者 住所
氏名

工事契約金額報告書

発注者(委託者)〇〇〇と請負者(受託者)△△△とは、◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についても、これに基づき算定したことを報告します。

	契約年月日	契約期間	金額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日	金 円
〇〇変更(追加)契約	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日	金 円

県産材使用証明書

令和 年 月 日

様

証明者(工事監理者)

(住所)〒

(名称)

(氏名)

□□□□

記

施設の概要			
施設種別及び名称			
所在地			
延床面積		m2	
建築事業者	住所		
	氏名		
県産材使用状況			
		構造材	造作材
仕入れ先(木材業者等)	住所		
	氏名		
木材使用全体量(a)		m3	m3
上記のうち、県産材の使用量(b)		m3	m3
県産材の使用割合 (b)/(a)×100		%	%
県産乾燥材の含水率 (梁及び桁の含水率 %)		(%)	%
乾燥方法 (1)天然乾燥 (2)人工乾燥 の別			

(注)1 この様式は、工事監理者が施設取得者に対して証明するものです。

- 証明者は、(社)高知県木材協会又は建築士の資格を有する工事監理者によることとし、建築士の場合は、1級若しくは2級又は木造の別及び登録番号を記入してください。
- (b)欄の県産材の使用量については、木材納品書において確認し、事業完了後5年間保管してください。
- 県産乾燥材の含水率は、20パーセント以下とします(梁及び桁は25パーセント以下、造作材は18パーセント以下とします。)

第9号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金年度終了実績報告

令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）を受けました令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業について、令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

添付書類

工事請負契約書

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知長社第 号で交付の決定(又は変更決定)を受けました補助金について、令和 年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第 11 条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 確定額(補助金交付決定額)		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書(写し)その他参考となる資料を添えてください。